

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2024年5月20日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター 契約担当役 所長

調達管理番号	24c00205000000
調達件名	2024年度-2026年度課題別研修「水産業を核とするブルーエコノミーのための持続的な小規模漁業（アカデミックコース）」にかかる研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2024年8月1日～2024年12月27日 （特段の問題がない限り、2025年度、2026年度も単年度ごとに契約する）
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	アイ・シー・ネット株式会社
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2024年6月3日 12:00
契約担当部署	横浜センター 研修業務課 電話番号：045-663-3221 メールアドレス：yicctt1@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

	<p>(3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者</p> <p>(4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p>
<p>情報の公表について</p>	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以 上

2024年度－2026年度「水産業を核とするブルーエコノミーのための持続可能な小規模漁業（アカデミックコース）」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下、「JICA 横浜」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いたブルーエコノミーに関連する水産分野の人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、アイ・シー・ネット株式会社（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA の課題別研修「ブルーエコノミーのための持続可能な小規模漁業(A)(B)」（2021年～2024年）、「食料安全保障と貧困撲滅のための持続可能な小規模漁業(A)(B)」（2018年～2021年）、「漁業コミュニティ(A)(B)(C)」（2015年～2017年）、「ジェンダーの視点に立った漁村開発(水産企業支援)」（2013～2015年、2016～2018年）の受注実績があり、本研修事業で活用可能な国内リソースのネットワーク、特に大学等の研究機関と民間の漁業関係者を含めたネットワークを構築しています。また、技術協力プロジェクト「豊かな前浜プロジェクト」（バヌアツ）（2012～2014、2017～2022年）、技術協力プロジェクト「カリブ地域漁民と行政の共同による沿岸水産資源の保全管理強化」（カリブ地域広域）（2020-）や、ケニア国「ブルーエコノミーに係る情報収集・確認調査」（2018）の受注実績を有しています。当該分野において国際的な環境下でリーダーシップを発揮し人材育成事業の実践経験を有し、かつ同課題についての調査の実施経験を有しています。これらの知見により、研修目標に沿った研修計画をはじめとして、対象国の状況に応じた柔軟な研修運営が可能です。また、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2024年度-2026年度「水産業を核とするブルーエコノミーのための持続的な小規模漁業（アカデミックコース）」にかかる研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：
本邦研修 2024年9月9日～2024年10月14日（予定）
- (4) 契約履行期間 2024年8月1日～2024年12月27日（予定）

※2025年度、2026年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維

持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

6) （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2024年6月3日 正午
	提出場所	JICA 横浜 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁 統一資格を有していない者は、参加意思確認 書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	メール又は郵送
(2) 審査結果 の通知	通知日	2024年6月10日（月）
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 横浜 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2024年6月14日（金）
	回答予定日	2024年6月21日（金）
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2024年度-2026年度課題別研修「水産業を核とするブルーエコノミーのための持続的な小規模漁業（アカデミックコース）」にかかる研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024年度に係るものである。

1. 研修コース概要

- (1) 2024年度課題別研修「水産業を核とするブルーエコノミーのための持続的な小規模漁業（アカデミックコース）」
- (2) 技術研修期間（予定）
本邦研修：2024年9月9日～2024年10月14日
- (3) 研修員（予定）
 - 1) 定員 13名
 - 2) 研修対象国
カンボジア、パレスチナ、エジプト、モロッコ、チュニジア、ナミビア、ソマリア、カメルーン、ジブチ、モーリシャス、セネガル
 - 3) 研修対象組織・対象者
水産行政機関（国、地方）、水産・技術調査機関（国、地方）にてブルーエコノミー関連業務に従事し、本邦大学院進学を希望する者
- (4) 研修使用言語 英語
- (5) 研修の背景・目的
近年、多くの開発途上国及び援助機関の事業戦略に海洋及び内水面における経済開発の枠組であるブルーエコノミーコンセプトが取り入れられている。小規模漁業の持続性確保や収益性向上においても、今後は同コンセプトをベースとした取り組みが主流になると考えられる。他方、我が国には多数の小規模漁業者による多魚種漁業、水揚げ場所の分散という特徴があり、この点研修対象国の状況と類似している。我が国における事例、特に漁協と行政の共同による生計向上や漁場管理の取組事例を本コースにて学ぶことは、各研修員が自国でのブルーエコノミー推進のための検討に資するものである。本研修は、本邦での学位（修士または博士）を目指す者を対象とし、ブルーエコノミーの理論や我が国における取組事例を学ぶとともに各研修員が希望する大学にて研究計画書作成のための指導を受けることを通して、自らの研究計画書またはこれに準ずるものの精緻化を図るものである。

(6) 案件目標

水産ブルーエコノミーのコンセプトに基づいた持続可能な小規模漁業の確立に必要な研究計画書もしくはそれに準ずるものが作成される。

(7) 単元目標 (アウトプット)

成果1. 日本における水産ブルーエコノミーと小規模漁業振興の関係について理解を深める。

成果2. 水産ブルーエコノミーのための小規模漁業振興について、自国の課題が整理される。

成果3. 自国の水産ブルーエコノミーのための小規模漁業振興の発展に寄与できる研究課題が明確になる。

成果4. ドラフトされた研究計画書、もしくはそれに準ずるものが精緻化される。

(8) 研修内容

1) 研修項目

以下の内容の講義、実習、視察、討論を行う。

① 講義：「ブルーエコノミー」について広い範囲で取り扱う。以下は主な例。

(ア) 日本の水産業の概要と課題

(イ) 日本の漁業

(ウ) 水産資源の共同管理

(エ) フードバリューチェーン

(オ) 6次産業化

(カ) 里海

(キ) 海洋ごみ

(ク) IUU

② 実習：研究計画の改善

③ 視察：神奈川県及び近隣県でのブルーエコノミーの現場視察

④ 成果品作成：応募時に提出された研究計画の精緻化

2) 研修方法

ア. 講義

イ. 演習・実験／実習

ウ. 見学・研修旅行

エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

ウ. 評価会及び閉講式

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年8月1日～2024年12月27日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修員に対し、研修目標達成のために共同資源管理についての日本の事例を紹介し、講義、実習、視察、討論を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) 研修員の研究計画書作成部分にかかる大学への業務再委託
- 7) 再委託期間中の研修員のモニタリングおよび講師へのヒアリング
- 8) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 9) 講義室・会場等の手配
- 10) 使用資機材の手配
- 11) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 12) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 13) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 14) 講師・見学先への手配結果の報告
- 15) 研修監理員との連絡調整
- 16) プログラム・オリエンテーションの実施
- 17) 研修員の技術レベルの把握
- 18) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 19) 研修員からの技術的質問への回答
- 20) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信

- 21) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 22) 閉講式実施補佐
- 23) 研修監理員からの報告聴取
- 24) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 25) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 26) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (2) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

年 月 日

独立行政法人 国際協力機構横浜センター

契約担当役

所長 大野 裕枝 殿

提出者 (所在地)

(貴社名)

(代表者役職氏名)

2024年度課題別研修「水産業を核とするブルーエコノミーのための持続的な小規模漁業（アカデミックコース）」にかかる参加意思確認公募における応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：令和4・5・6年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以上